

修正
帝國修身訓
高等科
卷八

8
86

K120.1
134
8

修正帝國修身訓卷八 高等科目次

第一課	吉田松陰先生家庭の 教訓	一	第十課	赤十字社二	十三
第二課	同 尊王 愛國一	二	第十一課	孤兒院	十四
第三課	同 尊王 愛國二	三	第十二課	今上天皇の御聖徳一	十五
第四課	ワシントンの家庭の教訓五	五	第十三課	今上天皇の御聖徳二	十六
第五課	同 獨立の鴻業	六	第十四課	今上天皇の御聖徳三	十七
第六課	高島秋帆先生の砲術	八	第十五課	教育の勅語一	十九
第七課	同 師弟の情誼	九	第十六課	教育の勅語二	二十
第八課	同 愛國	十	第十七課	教育の勅語三	廿二
第九課	赤十字社一	十二	第十八課	教育の勅語四	廿三

修正帝國修身

修正帝國修身訓



修正帝國修身訓

卷八

高等科

一

新書館 東京

第一課 吉田松陰先生家庭の教訓

吉田松陰先生は、長門國萩城の東、松下村まつしたむらに生れ、父を杉百合之助といへり。先生は、其次子にて、寅次郎と稱し、吉田氏を繼げり。

先生の父は、敬神の心篤くして、忠實なる人なりき。家道豊ならざりければ、勤の暇には、耕作を力め、又、勤王の史傳を愛讀し、米をつく時、畑をうつ間にも、必ず書を離すことなく、勵精にして、無用の談話を戒め、常に先生、兄弟に向ひて、話す暇あらば、書を讀め」と諭しけり。

先生が母を瀧子といふ。此人、夫を助けて、耕作、薪水の勞を執り、嘗て、夫、勤の爲に、六年の間、家に在らざりし時には、子供の養育、耕作の業、家事の務など、かよわき手、一々に引受けて、かひがひしく働きけり。常に、子を教ふることに、極めて、きびしかりしかども、其中に、一團の和氣ありて、兒、よく心服したりき。

先生の叔父も、亦、其心術、正しき人なりき。松陰は、かゝる家庭に、人となりて、よく、勤王・忠誠の志氣を、薰陶せられたり。

第二課 同 尊王 愛國一

嘉永四年、松陰先生、初て江戸に到りし時、相房の地をふみて、其險要を察し、次で、水戸に到り、會津に入り、越後より、津輕を経て、歸りぬ。此行、旅券を持たざりし咎にて、歸國蟄居せしめられしかど、幾もなく許されて、同六年、再び江戸に到りしに、會米國の使節、來朝せしが、幾もなく去り、尋で、露艦、長崎に來たれり。

先に、佐久間象山、先生に向ひ、男兒、宜しく海外に遊びて、宇内の形勢に通ずべし。と、いひしを、先生、深く、然りとし、露艦に乗りて、萬里の航海を思ひ立ち、馳せて、長崎に下りしに、露艦、去りし後なりしかば、此企を果さざりき。

かくて、安政元年、米使、再び、來朝して、伊豆の下田に泊しければ、先生、彼地に到り、或夜、竊に漁舟を漕ぎて、外艦に就き、切に、乘艦、渡航の事を請ひしかど、米使、兩國の交誼を傷らんことを懼れ、聽かずして、先生を、我吏に付せしかば、江戸の獄に投ぜられき。尋で、國禁を犯したる罪にて、萩に幽せられ、其壯舉、空しく敗れぬ。

第三課 同 尊王 愛國二

安政元年、松陰先生、萩に幽せられて、深く、謹
慎しけるに、同三年、許されれば、松下村塾を
開きて、士規七條を立て、忠孝を重じ、義勇を尚
び、徳を成し、材を達するを旨として、子弟を教
導しければ、門下より、人材輩出せり。

同五年、幕府の大老、井伊直弼、勅裁を経ずし
て、米國と條約せり。先生之を憤りて、尊王を首
唱し、尋で、老中間部詮勝を要撃せん爲に、同志
を糾合せしを、萩藩、以て、國事を誤るものとし、

また、先生を幽
しけり。

後、直弼・詮勝、
尊王・攘夷の志
士を、捕縛する
に及び、先生も、
亦、萩より、江戸
に、檻送せられ
て、再び、獄に繫
がれぬ。



松陰神社

かくて、屢訊問を受け、心に必死を期しければ、獄中にて留魂録、一卷を艸し、卷首に、

身はたとへ武藏の野邊に朽ちぬとも

とゞめおかまし大和魂

と題せしに、翌日、死刑に處せられけり。時に安政六年、十月二十七日、齡、三十歳に過ぎざりき。幾もなく、王政維新となり、後、朝廷、尊王の大義を追賞せられて、正四位を贈りたまへり。墓は、武藏國荏原郡、世田谷村にあれば、傍に祠を建て、歳時に、其靈を祀る。松陰神社是なり。

第四課 ワシントンノ家庭ノ教訓

ジョージ・ワシントンは、西曆、千七百三十二年、米國ヴァルジニヤ州の農家に生れ、父は、性質、極めて篤實にして、母、また、淑徳の人なりき。

ワシントン、六歳の頃、過ちて、櫻樹を伐りしに、「偽ハ惡事ナリ。」とて、自ら、其過を謝しければ、父は、いたく、此子の正直なるを、悦びけり。

十一歳にして、父を喪ひければ、母、此子を、己が手許に置かば、慈愛に、失せんことを憂へ、他家に送りて、學校に通はしめぬ。父母が、愛子の

正帝國傳 卷八
教訓に留意深かりしこと、此の如し。

ワシントン、初め私塾にて、僅に、讀書・算術を習ひ、後、學校に入りて、普通の學課を修めたれど、其成績は、尋常に過ぎざりしが、唯、體操に妙にて、運動競技は、人に、負けたることなし。

されど、最も、感すべきは、言語作法の、百十則といふを、設け、熱心に、此が實踐を期したるに在り。此は、家庭、薰陶の然らしめし所なり。

されば、此人、二十歳の時、民兵大尉となり、尋で、此少壯士官が、險路、七百里の敵地に、往復し

て、使命を果し、後、民兵總督となり。常に、寡兵を以て、よく、一州の安全を保ちたるは、學問・才藝に、あらずして、一に、剛毅・忠實の徳によれり。

此が爲に、ワシントン、二十七歳の時、州會より、軍功を、彰表せられ、之に、答へんとて、起ちしかど、體ふるへ、口どもりければ、議長は、君の謙遜は、君の勇氣に等し。君の沈黙は、吾等の辯舌にまされり。といひて、嘆賞したりき。されば、事に臨みて、義務責任の爲に、勇進するに似ず、謹厚にして、小心、翼々たる君子に、ぞありける。

第五課 同 獨立の鴻業

當時、米人は多く、英國の殖民なりしに、本國政府は、其自治を妨げ、恣に、重税を課しければ、米人、遂に背きて、獨立軍を起し、千七百七十五年、ワシントン、其總督に、擧げられぬ。

もと、獨立軍は、兵仗なく、糧食なく、且つ、訓練なくして、之を英軍の器械、精銳に、糧食、充足なるに比すれば、啻に、天地の差のみにあらず。されば、戰の初、米軍、屢、敗れしかど、ワシントン、毫も屈せず、兵器、糧食を整へ、銳意、士卒を訓

練して、交戰

七年の後、終

に、全勝を得

たりけり。

かく、米國

が、強盛なる

英軍を破りしは、米人

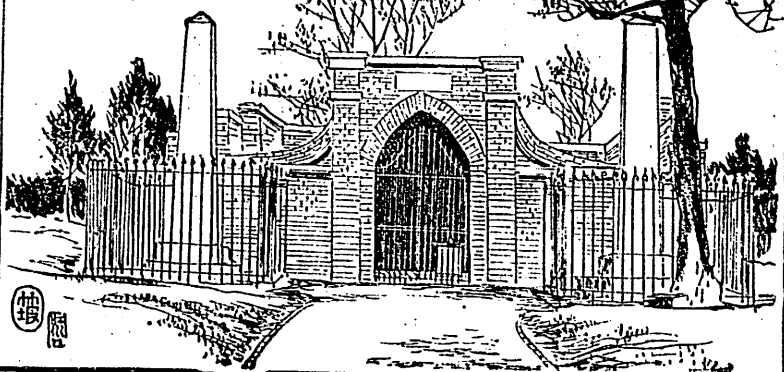
の義勇によるべけれ

ど、抑、總督が、經營の功、

實に、多きに居れり。



ワシントンの墳墓



されば、千七百八十三年、米國、愈、獨立し、尋て、合衆國を建てしに、始て、大統領に選ばれき。時に、生民、疲弊、困難せしかど、戦後の施政、宜しきを、得て、幾もなく、富庶、繁榮の國となれり。

「功成り、名遂げテ、身退クハ、天ノ道ナリ。」とかや。辭任の後は、郷里に歸耕して、餘生を送り、曾て、總督、大統領たりしを、知らざる者の如し。

かくて、千七百九十九年、六十七歳にて、歿せし時、人々、其訃を聞きて、哀泣せること、己が父母を喪へるに、異ならざりき。

第六課 高嶋秋帆先生の砲術

高嶋秋帆先生は、長崎の富家に生れ、文學、武藝を好みけるに、父は、砲術に精しくて、高嶋流を開きたる程の人なれば、先生從ひて、學びしが、父の死後、和蘭人に就きて、研究し、遂に歩騎砲の兵式を究めて、一派を創めたり。

先生、思ふよし、我家の、かく富豪なるは、祖先の恵とはいへ、國家の賜なれば、我、此財をもて、國家の爲に盡さん。とて、和蘭より、數多の銃砲を購求し、又、門人には、彈藥を與へて、教授しけ

るに、各藩士の來たり學ぶ者多かりき。既にして、先生は、砲術改良の事を、長崎奉行に建議せしに、奉行は、之を幕府に上れり。

さて、幕府は、評議、區々なりしが、江川英龍の議により、先生を、江戸に召して、其技を、實地に、演ぜしめしに、先生、自ら指揮して、諸砲を射撃し、銃隊を進退すること、巧妙自在なりければ、見分の人々、其熟練に驚歎せり。是に於て、先生、將軍の褒賞に預り、且つ、英龍に、其技を傳ふべき命ありて、此より、兩人、師弟の契を結びぬ。

第七課 同 師弟の情誼

當時、幕府の目付役、鳥居耀藏は、西洋の砲術を、嫌ひ、英龍と好からずして、秋帆先生をも忌みたれど、おのれ、長崎奉行たらん望を、起しければ、先生の、彼地に、重んぜらるゝを見て、此が、援を得んと欲し、密に、己が腹心の男を遣して、先生に説かしめたり。

先生、其説く所を、聞くに、正義にあらざりければ、いたく憤りて、斷然、拒絶しけるに、彼男、豫め期せし事、成らざりしかば、却て、先生を怨み

て、之を耀藏に讒しけり。耀藏も、また、之を老中、水野忠邦に讒しければ、先生捕はれて、長崎奉行の訊問を受くるに至れり。

かくて、先生、江戸に送られけるが、耀藏時に、町奉行にて、調ぶる一人なれば、豫ての怨を返さんとして、先生が答辯、明白なりしかど、是非に罪せんものとして、入獄、三年の後、種々の罪状を構へて、遂に、死刑を宣告しけり。

江川英龍は、先生の冤罪を歎きて、衣食を獄中に贈り、其苦を慰めけるが、死刑の宣告を聞

き、百方、苦心して、之を救はんとしける折、水野忠邦、老中を免ぜられ、阿部正弘、之に代り、耀藏等、亦、罪せられければ、先生の冤罪も、稍、明になりて、阿部家へ、永の預けとなれり。

時に、米艦、浦賀に來たり、尋て、露艦、亦、長崎に來たりて、國書を奉呈し、切に、貿易を開かんとを請ひければ、上下、大に騷擾し、兵備、擴張の論、盛んに起れり。英龍、機に乗じて、説きしかば、先生、稍く、赦されぬ。是に於て、英龍、之を家に迎へしに、先生、深く、其厚意に感じけり。

第八課 同 愛國

秋帆先生は、赦免の後、暫く、英龍の許に居たりしに、英龍、心を盡して、之を遇し、尚ほ、吹舉して、幕府の砲術教授方となせり。此時に當り、諸外國、頻に、修交を求めしかど、天下の人、攘夷、鎖國を説くもの多かりければ、先生、國家の爲に、深く、之を憂へ、開國、親和の意見書、十四箇條を書して、幕府に上りけるが、是ど、幕議をして、和親を決せしむるに、與りて、力ありける。

是より先、英龍、病に罹りて、伊豆の韭山くらやまに歸



りしが、幕命によりて、勉めて出府せしに、病いと危篤なりしかば、先生、大に憂へて、厚く、看護せしかども、其かひなくて、死せしかば、先生の悲歎、遣る方なかりき。

其後、先生、職を進められ、幕府の武備に盡せ

る所甚だ多かりしに、程なく、病にかゝり、慶應二年正月、年六十九にて歿しけり。世、此人を稱して、火技の中興、洋兵の始祖とす。

先生、報國・盡忠を以て、生涯の務とし、十二年の間、幽囚の厄に逢ひしかど、素より一身の禍福を顧みずして、俗論を排し、開國親和と、兵制改革とを唱へ、又、子弟を教へて、詳に、當世の務を示せるに至りては、誠に、一代の國士たるに背かざるなり。されば、後、朝廷、其國事に盡し、を追賞せられ、正四位を贈りたまへり。

第九課 赤十字社一

「義ハ泰山ヨリ重ク、命ハ鴻毛ヨリ輕シ。是れ、軍人の本分にして、其出で、戰ふは、各、君國の爲なれば、手負ひ、又は、病みて、戰ひ得ぬ者は、敵味方の別なく、憐み救ふこと、人道の至善にして、赤十字社の趣旨も、亦、全く、こゝにあり。

今より、四十餘年前に、英・佛の兩國、連合して、露國と戰ひし時、クリミヤの大激戰に、死傷者最も多くして、其慘狀、甚しかりければ、英國の貴婦人、フロレンス・ナイチンゲール嬢、之を

聞きて、如何にもして、救護せんと、自ら、四十二名の篤志看護婦を伴ひて、戦地におもむき、數多の患者を救ひしど、赤十字社の起原なりし。其後、墺國と佛國と、大戦争ありし時も、亦頗る、慘狀を極めしを、瑞西の醫師、之を見て、痛く歎き、同志と謀りて、遂に、救護の結社を立てたり。時に、十一國の政府も、加盟したれば、瑞西の都なるゼネバにて、條約を取り結び、此國の旗章、赤地に、白十字を、白地に、赤十字として、社の徽章と定め、茲に、中央社を設けたり。

第十課 赤十字社ニ

我國にて、赤十字條約に、加盟せしは、明治十九年にして、是より先、西南の亂に、官軍の死傷多かりけるを、元老院議官佐野常民・大給恒の兩氏、之を嘆き、赤十字社の仕組にならひて、同志を募り、博愛社といふを起して、手負病人などを、救助せり。

其後、政府の許可を得、博愛社を改めて、日本赤十字社と稱し、ゼネバの本社と、聯絡を通じ、天皇、皇后兩陛下の御保護を仰ぎ奉り、小松宮

殿下を、總裁として、社員を、全國に募りしに、社運は、ますます、隆昌に赴けり。日清の役、彼我、傷病者の救護に、盡力せしことは、人の能く知る所なり。

皇后陛下、一



日、赤十字社の總會に、令旨を下したまひて、兵士ノ軍陣ニ臨ミ、傷痍ヲ受クルハ、各、其國ノ爲ニ、盡セルニテ、彼我ノ別ナク、ツノ憐ム可キコト、他ニ、比類ナシ。本社ハ、コノ最モ憐ム可キモノヲ、アマネク、救ヒタスケテ、慈愛ノ情ヲ、表スルモノナレバ、予、イカデカ、喜バザラン、諸員、ヨク勉メヨ。

と、宣はせたまへり。

されば、國民たるものは、ますます、慈愛の心をおこして、陛下の令旨に、報い奉るべし。

第十一課 孤兒院

身に、襤褸をまとひ、人の門に立ちて、憐を乞ふものゝ中には、平生、怠惰にして、かゝる苦を招きたるものあらんも、多くは、思はぬ不幸に逢ひて、困苦窮厄の境に、沈めるなれば、實に、憫むべきものならずや。

かゝる貧民も、亦、皆、我同胞に外ならざれば、之を救助せんことは、博愛、衆ニ及ボス。といへる聖諭にも、かなふものと云ふべし。

更に、憐むべきは、此等、貧民の兒孫なり。此徒

は、常に、世人より、擯斥せらるゝを以て、到底、良民となり難きものと思ひこみ、自暴・自棄して、ますゝく、罪惡を犯すに至るど、嘆かはしき。

然るに、東京、及び、岡山・熊本・岐阜・下野等には、養育院・孤兒院等の設けありて、世にも憐れなる孤兒、若くは、貧兒を集めて、之に、適當の教育を施し、實業を習はしむ。されば、此處に入り來るものは、深く、院父の慈愛に感じて、學を勉め、業をはげみ、他日、良民となりて、社會・同胞の恩惠に、酬いんと、志すことを、頼もしけれ。

第十二課 今上天皇の御聖徳一

今や四海波靜にして、萬民ひとしく、太平の樂を受くることを得るは、是れひとへに、今上天皇陛下の大御恵に、因るものなれば、我等臣民たるものは、日夜此廣大なる恩澤をおもひて、一意に仰戴し奉るべきなり。

天皇陛下は、幕府の末路、内憂外患、こもく集まれる時に、御年十六にて、御即位あらせたまひしに、聰明・睿智の資に、おはし、ことごとく深く、時勢の進歩に、かんがみたまひ、幕府の大

政奉還を、御聽許あらせられて、維新の大業を、成就したまひき。

王政復古のこと、既に擧げさせたまひければ、御即位の始め、先づ、諸官制を改めたまひ、又、民の心を以て、御心と、したまひし祖宗の宏圖を、受けつがせたまひて、五箇條の御誓を、宣はせられ、廣く、會議を興して、萬機を公論に決し、庶民に至るまで、各、其志を遂げしめん。との聖諭を下し、人民に、參政の權を、與へんとの、大御心を示させたまへり。

第十三課 今上天皇の御聖徳ニ

かくて、明治二年には、天下の輿論を知るに便ならしめんとためとして、新聞紙の發行をゆるさせたまひ、又、建白規程といふを設けさせ、四方の人民をして、各意見を上らしめ、大に、言路を開かせたまひき。

幕府の時代には、人民は、あたかも、奴隸の如くに、あつかはれ、上司に向ひて、上書・建白などすれば、重き罪に行はれしに、かゝる規程を、設けたまひし大御心の程こと、ありがたけれ。

夫より、十四年に至りては、世界の形勢を、察したまひ、二十三年を期して、國會を開設すべきことを、宣はせたまひ、越えて、二十二年には、憲法を發布せられ、翌年、帝國議會を、東京にひらかせたまへり。

是より先、地方自治の制度、實行せられて、府縣會・郡會・市町村會などの制も、整ひ、議政の機關、全く備はりて、立憲政體の國とはなれり。かく、上下、親睦の間に、此政體を立てしは、萬國に、其類なし。是れ、今上の御仁徳に由るなり。

第十四課 今上天皇の御聖徳三

國の安寧を保たんに、缺くべからざるは、軍備なり。されば、天皇陛下には、御親ら、大元帥の重任を負ひたまひ、時々、大演習を行はしめて、閱覽せさせたまふ。殊に、日清の戦役には、大本營を廣島に進められて、大御心を碎かせたまひしこと、有り難き極みにこと。

「文武ハ、車ノ兩輪ノ如シ」されば、陛下には、教育のことにも、深く、御心を注がせたまひて、明治五年に、學制を發布せられけり。此より、到

る處に、學校の設ありて、就學の生徒、日に増して、文運、月に隆んになれり。

かく、文教を重んじたまひたるが上に、尚ほ、子弟の道徳を修養するに、資けあらしめん、大御心にて、侍講元田永孚に仰せて、幼學綱要といふ書を、編輯せしめたまひ、辱けなくも、之を、全國の各學校に、下し賜へり。

又、我國、將來の教育につき、大御心を垂れさせたまひ、二十三年の十月に、時の總理大臣、文部大臣を、宮中に召して、教育に關する勅語を

下し賜ひたり。是れ實に國民たるものゝ、日夜、服膺すべき修身の大本なり。

其後、陛下には、各府縣長官の、地方官會議の爲め、上京せる折、之を宮中に召させられて、「教育勅語の實効如何に」と宣はせたまひ、尚ほ、獎勵すべし」と仰せたまひければ、長官等は、「陛下の厚き思召を惶み、彌、聖旨を奉體して、宸襟を安んじ奉らん。由、勅答しけりと承る。嗚呼、國民たる者、深く、腦裏に銘記して、此大御心にとへ奉るべし。」

第十五課 教育の勅語一

申すも畏きことながら、我 天皇陛下には、夙に、臣民の教育に、大御心を注がせたまひて、我等の、常に、守るべき道と、必ず、修むべき徳の大本とを、知らしめたまはんとて、明治二十三年、十月三十日、教育の勅語を下したまへり。其思召の程、ありがたしとも、尊しとも、申さんよ！なく、唯、感泣の外なきなり。こゝに、謹みて、聖意の存する所を、うかゞひ奉らんとす。

朕、惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト、宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト、深厚ナリ。我カ臣民、克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆、心ヲ一ニシテ、世々、厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ、我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦、實ニ此ニ存ス。

此御詞は、聖勅の大綱として、宣はせたまひたらんよ。察し奉る。今、大要を申せば、
「天皇陛下思ほしたまふに、わが御先祖の大日本帝國を、開きたまひし御思召は、誠に、廣大なるものにて、幾千萬年の後々までをも、

御考へ遊ばされ、忠と、孝との二つの徳を、臣民の心の底に、確と、留めさせたまひしこと、恰も、樹を植うるに、根を深く埋め、厚く、培ふ如くに、堅固にせさせたまへり。

それゆゑ、臣民も、亦、克く、忠孝の道を守りて、國に、不忠の臣なく、家に、不孝の子なく、萬民、皆、心を一つにして、古來より、忠孝の美德を成し、遂げたるは、これぞ、我國柄の勝れて、純美なる所以にして、教育の大本も、亦、此忠孝の二つにあり。と、仰せられたるなり。

第十六課 教育の勅語ニ

爾、臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉、己レヲ持シ、博愛、衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ、智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、

この御詞は、第一の條目として、我等の一身に、修むべき道と、家族・朋友に、對する徳義とを、示したまへるにて、孝の道なり。今、其大意をうかゞひ奉るに、さても、汝、臣民等よ、父母に事へては、能く、孝行を盡し、兄弟の間は、

互に、仲よくせよ。夫婦の道は、和合にあれば、夫は、愛し、婦は、順ふべし。友達は、互に、睦しく、常に、誠實を以て、交るが肝要なり。又、各、其身を守るには、先づ、言行を慎みて、人に驕らず、儉約を旨として、奢侈を爲さざる様にせよ。かくて、他人に對しては、慈愛を専らとし、不幸に、陥りたるものなどを、救助すべし。

其上、人たるものは、學問を修めざれば、道理に暗く、道理に暗ければ、禽獸にも劣るなり。されば、學問を修むること、專一なりと知

るべし。さて、一旦、學問を修めなば、尚ほ、實地の業務をも、習ひ覺ゆべし。かくして、之を、能く運用して、家を興し、國をも富まさんには、智力をみがき、才能をひらくにあらざれば、叶はぬなり。

されと、如何に、才能、勝れたればとて、徳義、缺けたらんには、何を以てか、人の人たる務を完うしたりと、云はるべき。されば、知識を磨くと、共に、徳義を修めて、よき人になれよ。と、獎勵したまへるなり。

第十七課 教育の勅語三

進テ、公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ、國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦、緩急アレハ、義勇、公ニ奉シ、以テ、天壤無窮ノ皇運ヲ、扶翼スヘシ。

此御詞は、第二の條目にて、廣く、國家に盡すべき道を、示させたまへるにて、忠の道なり。されば、前の第一條目に、仰せたまへる如く、さて、立派なる人物と、成りたる上は、假令ひ、一身に、不利ならんも、多くの人の、利益となるべき事は、之を起して、世の爲を謀り、又、

臣民の權利を明かにし、國家の幸福を増進するを、主意とせらるゝ憲法を、大切に思ひ、又、憲法によりて、定められたる法律規則をば、謹みて守るべし。」と、仰せられぬ。

さて、又、若しも、國に危急の變など、起りたらん時は、兵士は、固よりの事、人々も、血氣の勇を慎みて、忠義より出づる所の、真正の勇氣を振ひて、君の爲め、國の爲に、身命をなげうち、かくて、天地と、共に、限りなき皇室を、助け奉れよ。」と、詔らせたまへり。

是ノ如キハ、獨リ、朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又、以テ、爾、祖先ノ遺風ヲ、顯彰スルニ足ラシ。

此御詞は、第一、第二の條目を結ばせたまひしにて、「親には孝、君には忠、又、國家の爲に、力を盡さば、天皇陛下、御一人の忠義、善良の臣民といふのみにあらず、また、汝等の先祖の、忠孝を全うして、御歴代の御稜威を、助け奉りたる遺風を、顯はす事にて、即ち、先祖への孝行なるぞ。」と、宣はせたまへり。

第十八課 教育の勅語四

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫・臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所。之ヲ古今ニ通シテ、謬ラス。之ヲ中外ニ施シテ、悖ラス。朕爾臣民ト俱ニ、拳々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

此御詞は、大綱と、條目とを結ばせたまひたるにて、この忠孝の道は、天皇陛下の、遠き御先祖の遺したまひし教にて、臣民の遵ひ奉るべきものゝみならず、また、後々の子

孫・臣民をして、守らすべきものなり。

さて、古より、此忠孝を行ひて、節義を全うしたる事は、歴史に、明かにして、之を、今日の事に見るも、決して、違ふことなく、又、之を如何なる國に行はんも、皆、稱揚すべき美徳にして、獨り、我國に限るべきものにはあらず。天皇陛下は、御先祖の御遺訓を、つゝし、み思召して、大孝を述べたまひ、汝等、臣民と、共に、此忠孝の大道を、修めんことを、望むとよ。と、誓はせたまひしど、ありがたき。

K120.1

正清國修身訓高等科兒童用全八冊

謹みて、惟るに、獻聖文武なる、天皇陛下、
 夙に、數百年來の弊風を、一掃せさせられて、
 萬機を親裁したまひければ、國勢は、旭の昇
 るが如く、聖徳の至大・至高なること、何を以
 てか、此へ奉るものあるべき。殊に、臣民を愛
 したまふの深き、遂に、此勅語を下したまふ
 に至れり。嗚呼、我邦の臣民たるもの、安んぞ、
 罷勉努力して、陛下の獻慮に、答へ奉らざ
 るべけんや。

終

修正帝國修身訓高等科

明治二年十二月四日發行
 明治三年二月十一日訂正再版發行
 明治四年三月九日修正三版發行
 明治四年八月二十日修正四版印刷
 明治四年八月廿三日發行

定價	一卷金 八錢	二卷金 八錢	三卷金 九錢	四卷金 九錢	五卷金 拾錢	六卷金 拾錢	七卷金 拾壹錢	八卷金 拾壹錢
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

著作權所有

編者

發行兼印刷者

代表者

印刷所

學海指針社

株式會社 英堂

小林清一郎

株式會社 集英堂活版所

東京市日本橋區通油町十六番地

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

東京市淺草區老松町三番地

東京市神田區柳原河岸十二號地